# 宇都宮市新最終処分場(仮称)第2エコパーク 施設整備基本計画

平成27年5月

宇都宮市

## 宇都宮市新最終処分場(仮称)第2エコパーク 施設整備基本計画

## 目 次

第	1 章	言言	†画の概要	1
	第1	節	策定の目的	1
	第 2	2 節	計画の位置づけ	1
	第3	3 節	供用開始予定 ······	1
	第4	1節	建設候補地の状況	2
第	2 章	章 旅	施設整備の基本条件 ····································	6
	第一	節	施設整備の基本方針	6
	第 2	2 節	埋立計画	7
	1	1 坦	里立対象物	7
	2	2 坦	里立予定期間と埋立容量	9
	3	3 坦	里立工法	-10
	第3	3 節	運搬計画	-10
第	3 章	章 旅	拖設計画	- 11
	第1	1 節	施設配置計画	- 11
	1	l 旅	<b>७設構成⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯</b>	- 11
	2	2 旅	施設配置計画	-12
	第 2	2 節	環境保全計画	. 15
	_			
	٦	1 基	基本的な考え方	· 15
			基本的な考え方	
		2 生	E活環境分野 ·······	- 15
	3	2 生 3 自		· 15
	3	2 生 3 自 1 環	E活環境分野	· 15 · 15 · 15
	3 2 5	2 生 3 自 4 環 5 環	E活環境分野	· 15 · 15 · 15 · 15
	2 3 4 5 第3	2 生 3 自 3 5 3 5 3 5 5	E活環境分野	· 15 · 15 · 15 · 15
	第 第	2 生 自	E活環境分野	· 15 · 15 · 15 · 15 · 17

3	遮水工22
4	浸出水処理施設24
5	地下水集排水施設29
6	雨水集排水施設29
7	浸出水集排水施設29
8	埋立ガス処理施設30
第5	節 管理施設計画 ···················31
1	管理棟31
2	搬入管理施設32
3	環境監視(モニタリング)施設33
4	管理道路······34
第6	節 関連施設計画35
1	雨水調整池35
2	取付道路37
第7	節 搬入ルート計画39
第4章	事業計画41
第 1	節 事業手法41
第2	節 財政計画41
第3	節 施設整備スケジュール42
第5章	まとめ43
添付資	料46

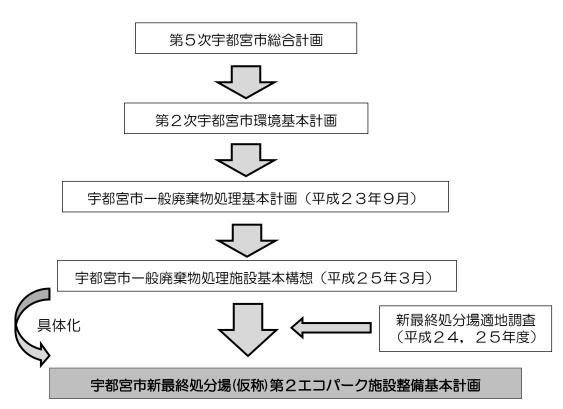
## 第1章 計画の概要

#### 第1節 策定の目的

本計画は、平成25年3月に策定した「宇都宮市一般廃棄物処理施設基本構想」に基づき、エコパーク板戸に代わる新最終処分場(仮称)第2エコパーク(以下「(仮称)第2エコパーク」といいます。)の整備に向け、施設の規模や配置、搬入道路や環境保全計画等を定め、計画的な整備推進に資するものです。

#### 第2節 計画の位置づけ

(仮称)第2エコパークの整備に係る施設概要等を明らかにした「宇都宮市一般廃棄物処理施設基本構想」を具体化するための計画です(図1-1)。



・ 施設の規模や配置,環境保全計画等を定める

図1-1 計画の位置づけ

#### 第3節 供用開始予定

平成31年度~

## 第4節 建設候補地の状況

平成24年度から25年度にかけて新最終処分場の適地調査を実施し、平成26年6月に「宇都宮市下横倉町地内」(富屋地区)を(仮称)第2エコパークの建設候補地(以下「計画地」といいます。)に選定しました(図1-2)。

#### (1) 地形·地質

- ・ 計画地は主に山林であり、四方を尾根、山林に囲まれ、中央部は窪んでおり、一部 に沢が存在します。
- ・ 地質状況として、表層部はロームに覆われ、ローム層  $(1 \sim 3 \text{ m})$  の下位に良質な 岩盤 (凝灰岩等) が存在しています。

#### (2) 周辺の土地利用状況(図1-3)

- ・ 北側には県道上横倉下岡本線(73号)が通っています。
- 南西側には約200mに民家があります。
- ・ 西側には約200mに御岳山神社があり、さらに西には田川が流れています。
- ・ 東側には約500mに尾根を越えて宇都宮グリーンタウンがあります。

#### (3) インフラ整備状況

- ・ 上水道は、宇都宮グリーンタウン及び南西側の民家まで敷設されています。
- ・ 公共下水道は、宇都宮グリーンタウン(平成29年度敷設予定)及び日光街道(国道 119号)に本管が敷設されています。
- ・ 電気は、県道73号沿いに高圧の配電線が架設されています。

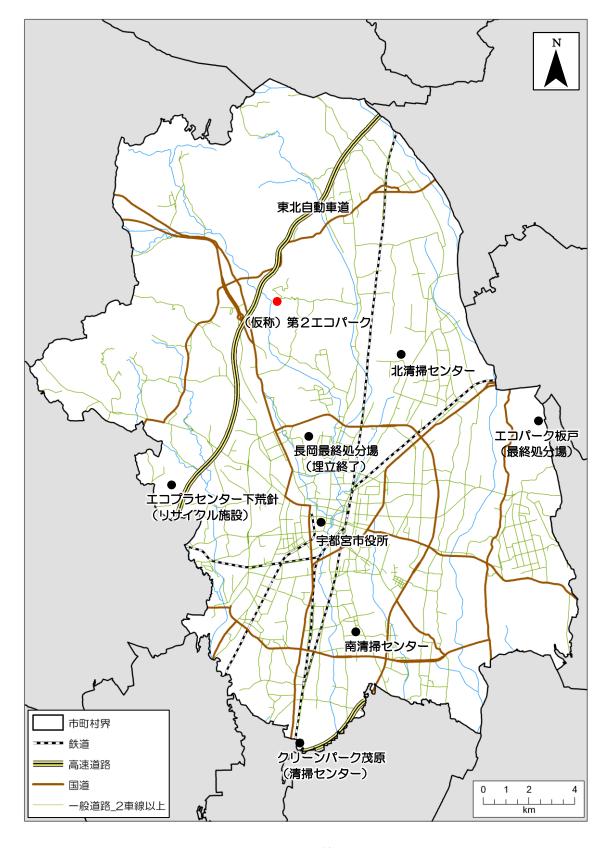


図1-2 位置図

3

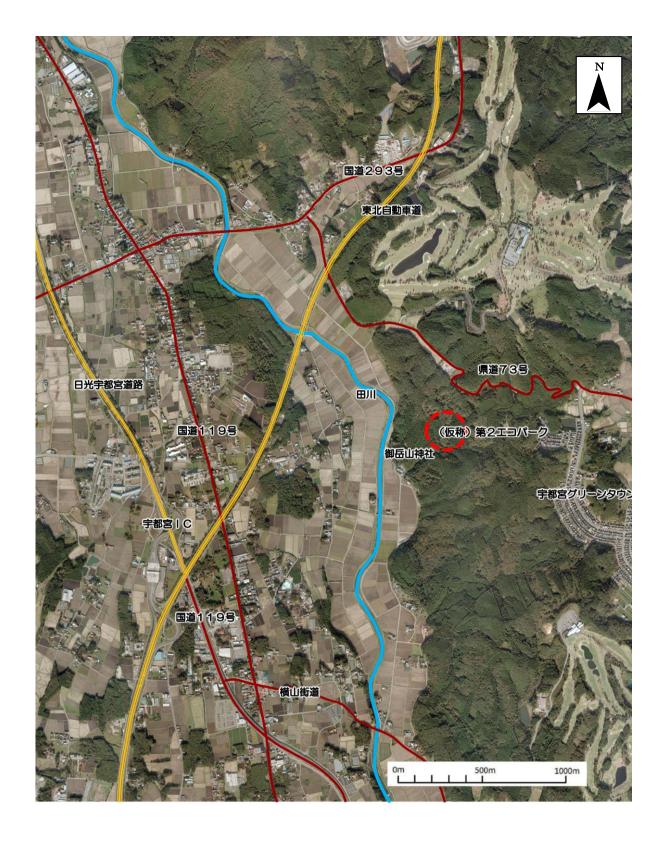


図1-3 周辺の状況

4

#### (4) 土地利用規制等(表1-1, 図1-4)

- ・ 計画地及び周辺は、市街化調整区域、地域森林計画対象民有林となっています。
- ・ 周辺には、一部に土砂災害(特別)警戒区域が存在します。

表 1 - 1 土地利用規制等

法規制	区分	範囲	
都市計画法	市街化調整区域	計画地全域	
森林法	地域森林計画対象民有林	計画地全域 (一部対象外)	
土砂災害防止法	土砂災害(特別)警戒区域	計画地南西側民家周辺, 県道73号線周辺	

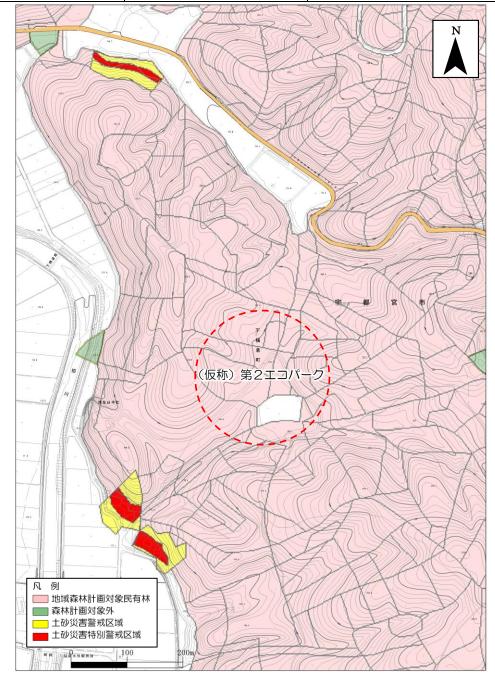


図1-4 土地利用規制等